

経営安定資金取扱要領

この要領は、山梨県商工業振興資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）に規定する経営安定資金（経済変動対策融資、経営再生支援融資、経営力強化支援融資）について、必要な事項を定める。

経 済 変 動 対 策 融 資

（連鎖倒産防止関係）

1 要綱別表 1 の融資対象関係

取引先の企業の倒産等により、連鎖倒産する恐れがあるものとは、取引先企業が銀行取引停止処分、債権者会議による内整理、会社更生法の申立等により、当該取引先企業に対する適正な取引に基づく債権が、予定回収時に回収不能となったことにより損失を受け、経営に著しい影響を受けると予想され、かつ、取引先企業の倒産等が申込前1年6カ月以内に係る企業者をいう。

ただし、原則として不動産の売買に関するものを除く。

2 要綱別表 1 の融資条件関係

貸付限度額は別表に定める範囲内で次によるものとする。

- (1) 申込前6か月未満の倒産等に係る申込については、原則として債権額の全額の範囲内
- (2) 申込前6か月以上1年未満の倒産等に係る申込については、原則として債権額の1／2の額の範囲内
- (3) 申込前1年以上1年半以内の倒産等に係る申込については、原則として債権額の1／4の額の範囲内

3 提出書類

(1) 信用保証協会の保証を必要とする場合

区 分	部 数	備 考
金融機関及び信用保証協会の所定の書類並びに(2)の借入申込書以外の書類		

(2) 信用保証協会の保証を必要としない場合

区 分	部 数	備 考
借入申込書	2部 [県、金]	様式No.1
財務書類	2部 [県、金]	直近の決算書
申立書	1部 [県]	様式No.19
市町村長の認定書	1部 [県]	※国の指定を受けた大型倒産の場合のみ必要 市町村長が発行したもの（中小企業信用保険法第2条第5項第1号によるもの）

納税証明書 (未納の税額のないことの証明書)	1部 [県]	総合県税事務所長が発行したもの
上記書類の他、次の書類を添付 ① 取引先倒産企業に係る不渡手形 (写) 1部 [県] ② 得意先元帳 (売掛帳)、契約書、納品書 (受領書) 等取引先倒産企業に対する取引状況を示すいずれかの書類 (写) 1部 [県]		

- ※ [] 内は、書類の保管機関であり、略号は、金は「金融機関」である。
- ※ 上記の提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。
- ※ 信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。
- ※ 中小企業信用保険法第2条第1項第6号に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面）の提出が必要となる。

（不況業種対策関係）

1 提出書類

（1）信用保証協会の保証を必要とする場合

区 分	部 数	備 考
金融機関及び信用保証協会の所定の書類並びに(2)の借入申込書以外の書類		

（2）信用保証協会の保証を必要としない場合

区 分	部 数	備 考
借入申込書	2部 [県、金]	様式No.1
財務書類	2部 [県、金]	直近の決算書
市町村長の認定書	1部 [県]	中小企業信用保険法第2条第5項第5号によるもの
納税証明書 (未納の税額のないことの証明書)	1部 [県]	総合県税事務所長が発行したもの

- ※ [] 内は、書類の保管機関であり、略号は、金は「金融機関」である。
- ※ 上記の提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。
- ※ 信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。
- ※ 中小企業信用保険法第2条第1項第6号に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面）の提出が必要となる。

2 業況報告書の提出

要綱第16条第4項の規定により、やむを得ない理由で業況報告書を提出しなかった場合には、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(経営安定化特別関係)

1 要綱別表1の融資対象関係

要綱別表1の融資対象で「別に定める要件」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 最近3カ月間の受注量又は売上高が、前年同期と比べ20%以上減少していること。
- (2) 最近1カ月間の受注量又は売上高が、前年同月と比べ20%以上減少しており、かつその後の2カ月間を含む3カ月間の受注量又は売上高が前年同期と比べ20%以上減少することが見込まれること。
- (3) 中小企業信用保険法第2条第5項第7号に該当していること。
- (4) 中小企業信用保険法第2条第5項第8号に該当していること。

2 提出書類

(1) 信用保証協会の保証を必要とする場合

区 分	部 数	備 考
金融機関及び信用保証協会の所定の書類並びに(2)の借入申込書以外の書類		

(2) 信用保証協会の保証を必要としない場合

区 分	部 数	備 考
借入申込書	2部 [県、金]	様式No.1
財務書類	2部 [県、金]	直近の決算書
申立書	1部 [県]	様式No.22-2 融資対象(1)及び(2)
市町村長の認定書	1部 [県]	市町村長が発行したもの（中小企業信用保険法第2条第5項第7号及び8号によるもの） 融資対象(3)及び(4)
納税証明書 (未納の税額のないことの証明書)	1部 [県]	総合県税事務所長が発行したもの
上記書類のほか、次の書類を添付		
① 1-(1)及び(2)による申し込みにあつては、申立書の受注量、売上高の記載額が照合できる関係帳簿等(写) 1部 [県]		
② 定款(写)、登記簿(写)等の業種が確認できる書類 1部 [県]		

※ [] 内は、書類の保管機関であり、略号は、金は「金融機関」である。

※ 上記の提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※ 信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。

※ 中小企業信用保険法第2条第1項第6号に規定する特定非営利活動法人の場合、上

記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第 28 条に規定する書類（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所を記載した書面）の提出が必要となる。

（経営環境変動対策関係）

1 提出書類

（1）信用保証協会の保証を必要とする場合

区 分	部 数	備 考
金融機関及び信用保証協会の所定の書類並びに(2)の借入申込書以外の書類		

（2）信用保証協会の保証を必要としない場合

区 分	部 数	備 考
借入申込書	2 部 [県、金]	様式No.1
財務書類	2 部 [県、金]	直近の決算書
申立書	1 部 [県]	様式No.22-5
納税証明書 (未納の税額のないことの証明書)	1 部 [県]	総合県税事務所長が発行したもの
上記書類のほか、次の書類を添付 1 部 [県]		
① 原油価格高騰の影響を受けている主な仕入製品などの単価の上昇が確認できる書類		
② 申立書の売上高、売上原価等が確認できる書類		

※ [] 内は、書類の保管機関であり、略号は、金は「金融機関」である。

※ 上記の提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※ 信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。

※ 中小企業信用保険法第 2 条第 1 項 6 号に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第 28 条に規定する書類（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所を記載した書面）の提出が必要となる。

〔中東情勢対応枠〕

1 要綱別表 1 の融資対象関係

要綱別表 1 の融資対象で「別に定める条件」とは、次の要件に該当するものをいう。

「豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度」の認証（アドバンス認証又はプレミアム認証）を受けているもの。

※ただし従業員の雇用がない場合は「確約書」の提出をもって代えることができる。

2 提出書類

(1) 信用保証協会の保証を必要とする場合

区 分	部 数	備 考
金融機関及び信用保証協会の所定の書類並びに(2)の借入申込書以外の書類		

(2) 信用保証協会の保証を必要としない場合

区 分	部 数	備 考
借入申込書	2部 [県、金]	様式No.1
財務書類	2部 [県、金]	直近の決算書
申立書	1部 [県]	様式No.22-6
認証書の写し もしくは認証決定 メールの写し	1部 [県]	「豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度の認証書 (アドバンス認証又はプレミアム認証)」もしくは「認 証決定メールの写し」 ※ただし従業員の雇用がない場合は「確約書」の提出を もって代えることができる。
確約書※	1部 [県]	様式No.22-7 従業員の雇用がない事業者で、「豊かさ共創スリーアップ 実践企業認証制度」の認証(アドバンス認証又はプレ ミアム認証)を取得することができない場合に提出
納税証明書 (未納の税額のないことの証明書)	1部 [県]	総合県税事務所長が発行したもの
上記書類のほか、次の書類を添付 1部 [県]		
① 原油価格高騰の影響を受けている主な仕入製品などの単価の上昇が確認できる書類		
② 申立書の売上高、売上原価等が確認できる書類		

※ [] 内は、書類の保管機関であり、略号は、金は「金融機関」である。

※ 上記の提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※ 信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。

※ 中小企業信用保険法第2条第1項6号に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類(前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面)の提出が必要となる。

3 適用除外

本融資による借換については、借換に係る事務取扱要領の規定を適用しない。

(経済危機・災害復旧関係)

1 要綱別表1の資金使途関係

大規模な経済危機又は災害等により被害を受けた対象中小企業者の事業の再建に必

要な資金

2 対象保証制度

要綱別表 1 の融資対象 3 に該当する場合、本融資は、危機関連保証（国の全国統一保証制度）の対象である。

3 提出書類

区 分	部 数	備 考
金融機関及び信用保証協会の所定の書類		
認定書	1 部 [保]	市町村長が発行するもの（要綱別表 1 の要件①を利用する場合）
被災証明書	1 部 [保]	市町村長が発行するもの（要綱別表 1 の要件②を利用する場合）
納税証明書 (未納の税額のないことの証明書)	1 部 [保]	総合県税事務所長が発行したもの

※ 上記の提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※ 信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。

※ 中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第 28 条に規定する書類（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所を記載した書面）の提出が必要となる。

4 期中管理

(1) 要綱別表 1 の融資対象 1 に該当する場合、次のとおり期中管理を行うものとする。

- ① 申込者が、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から 5 年にわたり、モニタリングを行うものとする。
- ② 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。
- ③ 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- ④ 取扱金融機関が上記②の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(2) 要綱別表 1 の融資対象 3 に該当する場合、次のとおり期中管理を行うものとする。

- ① 取扱金融機関は、危機関連保証に係る貸付を実行した日から 5 年にわたり、モニタリングを行うものとする。ただし、保証期間が 1 年以内であるときはこの限りでない。
- ② 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒

体で報告するものとする。ただし、報告期間が保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）（以下「危機指定期間」という。）中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。

- ③ 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- ④ 取扱金融機関が上記②の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

（東日本大震災復興関係）

1 要綱別表1の融資対象関係

要綱別表1の融資対象3で「別に定める要件」とは、東日本大震災の発生を受け、次のいずれかに該当するものをいう。

3の別に定める要件

特定被災区域において、震災前から継続して事業を行っている者であって、東日本大震災に起因して、その事業に係る当該震災の影響を受けた後の最近3ヶ月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高）が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少していること。

2 要綱別表1の資金使途関係

使途区分	資 金 対 象
設 備 資 金 運 転 資 金	東日本大震災により被害を受けた対象中小企業者の経営の安定に必要な事業資金（事業再建に必要な資金を含む）

3 融資の取扱期間

令和9年3月31日の貸付実行分までとする。

4 提出書類

区 分	部 数	備 考
金融機関及び信用保証協会の所定の書類		
財務書類	1部【保】	直近の決算書
罹災証明書	1部【保】	市町村長が発行するもの（要綱別表1の要件①及び②を利用する場合）
市町村長の認定書	1部【保】	市町村長が発行するもの（要綱別表1の要件③を利用する場合）
納税証明書 (未納の税額のないことの証明書)	1部【保】	総合県税事務所長が発行したもの

※ 中小企業信用保険法第2条第1項第6号に規定する特定非営利活動法人の場合、上

記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第 28 条に規定する書類（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所を記載した書面）の提出が必要となる。

5 期中管理

- (1) 取扱金融機関は、本制度に係る貸付を実行した日から 5 年にわたり、モニタリングを行うものとする。
- (2) 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。
- (3) 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- (4) 取扱金融機関が上記(2)の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

経営再生支援融資

1 要綱別表 1 の融資対象関係

要綱別表 1 の融資対象で「別に定めるいずれかの計画」とは、以下に掲げるものをいう。

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ② 認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成 23 年法律第 113 号）第 59 条第 1 項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ③ 特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第 2 条第 22 項に規定）に従って作成された事業再生計画
- ④ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤ 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画
- ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく調停における調書（同法第 17 条第 1 項の調停条項によるものを除く。）又は同法第 20 条に規定する決定において特定されたもの
- ⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- ⑩ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第 140 条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- ⑪ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
- ⑫ 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

2 対象保証制度

本融資は、事業再生計画実施関連保証制度（全国統一保証制度）の対象である。

3 借換の方法

- (1) 借換の既往融資は県制度融資に限る。
- (2) 借換の際は、既往融資の借換資金以外に、新規資金を合わせて融資することができる。
- (3) 複数の既往融資を一本化する場合、それらの既往融資は、同一の金融機関の取扱いであることを要しない。

4 要綱別表1の資金使途関係

使途区分	資 金 対 象
設 備 資 金 運 転 資 金	事業資金とする。ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る。

5 提出書類

○ 設備資金

区 分	部 数	備 考
財務書類	2部 [保、金]	直近の決算書
計画書等の写し	2部 [保、金]	前記①～⑫のいずれかの計画書等の写し
見積書	2部 [保、金]	
設計図・カタログ等	1部 [保]	
証明書	1部 [保]	建築基準法等により許認可を必要とする場合、関係官庁の発行したもの
承諾書	1部 [保]	改装する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの
許認可等の写し	1部 [保]	許認可等が必要な業種の場合
納税証明書 (未納の税額のないことの証明書)	1部 [保]	総合県税事務所長が発行したもの

○ 運転資金

区 分	部 数	備 考
財務書類	2部 [保、金]	直近の決算書
計画書等の写し	2部 [保、金]	前記①～⑫のいずれかの計画書等の写し
許認可等の写し	1部 [保]	許認可等が必要な業種の場合
納税証明書 (未納の税額のないことの証明書)	1部 [保]	総合県税事務所長が発行したもの

※ [] 内は、書類の保管機関であり、略号は、金は「金融機関」、保は「信用保証協会」である。

※ 上記の提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※ 中小企業信用保険法第2条第1項第6号に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名

及び住所を記載した書面)の提出が必要となる。

6 事業再生の計画

事業再生の計画には以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 債権者間の合意がとれているもの
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
- (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

7 金融機関の責務及び報告

- (1) 金融機関は、四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。
- (2) 事業再生の計画が1に定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。
- (3) 金融機関は、原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告しなければならない。なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- (4) 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が1に定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

8 適用除外

本融資による借換については、借換に係る事務取扱要領の規定を適用しない。

経 営 力 強 化 支 援 融 資

1 要綱別表 1 の資金使途関係

使途区分	資 金 対 象
設 備 資 金 運 転 資 金	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら策定した事業計画の実施に必要な資金。ただし、経営安定関連保証（5号）については、経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金（注）を借り換える場合に限る。

2 対象保証制度

本融資は、経営力強化保証制度（全国統一保証制度）の対象である。

3 借換の方法

- (1) 借換の既往融資は県制度融資に限る。
- (2) 借換の際は、既往融資の借換資金以外に、新規資金を合わせて融資することができる。
- (3) 借換は、複数の既往融資を一本化して行うことができる。ただし、経営安定関連保証（5号）については、経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金（注）を借り換える場合に限る。（借換時に真水を加えることは可能。）
- (4) 複数の既往融資を一本化する場合、それらの既往融資は、同一の金融機関の取扱いであることを要しない。

4 提出書類

○ 設備資金

区 分	部 数	備 考
財務書類	2部 [保、金]	直近の決算書
「経営力強化保証」申込 人資格要件等届出書	1部 [保]	「経営力強化保証制度要綱」で定めるもの 様式No. 6
事業行動計画書	2部 [保、金]	申込者が金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業計画書 様式No. 6-2
認定書	1部 [保]	市町村長が発行するもの（経営安定関連保証（5号）を申し込む場合）
見積書	2部 [保、金]	
設計図・カタログ等	1部 [保]	
証明書	1部 [保]	建築基準法等により許認可を必要とする場合、関係官庁の発行したもの
承諾書	1部	改装する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの

	[保]	の
許認可等の写し	1 部 [保]	許認可等が必要な業種の場合
納税証明書 (未納の税額のないことの証明書)	1 部 [保]	総合県税事務所長が発行したもの

○ 運転資金

区 分	部 数	備 考
財務書類	2 部 [保、金]	直近の決算書
「経営力強化保証」申込 人資格要件等届出書	1 部 [保]	「経営力強化保証制度要綱」で定めるもの 様式 No. 6
事業行動計画書	2 部 [保、金]	申込者が金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を 受けて策定した事業計画書 様式 No. 6-2
認定書	1 部 [保]	市町村長が発行するもの（経営安定関連保証（5号）を申 し込む場合）
許認可等の写し	1 部 [保]	許認可等が必要な業種の場合
納税証明書 (未納の税額のないことの証明書)	1 部 [保]	総合県税事務所長が発行したもの

※ [] 内は、書類の保管機関であり、略号は、金は「金融機関」、保は「信用保証協会」である。

※ 上記の提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※ 中小企業信用保険法第2条第1項第6号に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面）の提出が必要となる。

5 事業計画書

以下の内容を満たすものとする。

- (1) 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定
- (3) 申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果
- (4) 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画

6 金融機関の責務及び報告並びにEBPMに伴う情報提供

- (1) 金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。

- (2) 金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- (3) 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。信用保証協会は、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、経営安定関連保証（5号）認定取得の有無、プロパー融資有無、借換対象となる既存保証の保証割合、金融機関の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- (4) 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

7 金融機関が認定経営革新等支援機関である場合の取扱い

金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関たる金融機関単独で中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本制度を利用することができるものとする。

8 適用除外

本融資による借換については、借換に係る事務取扱要領の規定を適用しない。

注:既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金とは以下に掲げるものとする。

- ・新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金
- ・伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金
- ・中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
- ・中小企業信用保険法第15条に規定する危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特例中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
- ・経営安定関連保証（5号）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

附 則

この要領の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成27年11月6日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、令和2年5月1日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、令和2年12月18日から実施し、令和2年12月1日保証承諾分から適用する。

附 則

1 この要領の一部改正は、令和3年6月1日から実施する。

2 この要領の一部改正前に融資が実行された新型コロナウイルス感染症対策関係の期中管理については、なお従前のとおり取り扱うものとする。

附 則

この要領の一部改正は、令和4年3月4日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、令和4年9月26日から実施する。なお、経済変動対策融資（経済危機災害・復旧関係）及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資の期中管理にあっては、令和4年10月1日保証申込受付分から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、令和5年1月10日から実施する。

附 則

1 この要領の一部改正は、令和5年4月1日から実施する。

2 この要領の一部改正前に融資が実行された新型コロナウイルス感染症関連借換融資の期中管理については、なお従前のとおり取り扱うものとする。

3 この要領の一部改正前に融資が実行された経営力強化融資の金融機関の責務及び報告については、なお従前のとおり取り扱うものとする。

附 則

この要領の一部改正は、令和6年1月25日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領の一部改正は、令和6年7月1日から実施する。

2 この要領の一部改正前に融資が実行された新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資の
期中管理については、なお従前のとおり取り扱うものとする。

附 則

この要領の一部改正は、令和6年11月1日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、令和8年5月18日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、令和8年6月1日から実施する。

附 則

この要領の一部改正は、令和8年7月21日から実施する。